参考資料２

- 枚方市地域福祉計画骨子（案）

目次

第１章　地域福祉計画の策定について

1　地域福祉とは
2　地域福祉計画とは
3　地域共生社会の実現をめざして
4　計画策定の背景
5　計画の位置づけ
6　計画の期間
7　計画の策定体制
8　計画の推進と進行管理

第２章　計画の基本理念と考え方

1　基本理念
2　基本理念の実現に向けた考え方
3　枚方市の現状と課題

第３章　基本理念の実現に向けた取組

1　基本方向と施策目標
2　具体的な取組

◇資料編◇

第１章　第４期枚方市地域福祉計画の総括

第２章　地域福祉における枚方市を取り巻く現状
1　人口統計からみる少子高齢化の現状
2　制度利用者数からみる生活課題を抱える人の現状
3　その他の課題について統計からみる現状
4　地域を取り巻く現状
5　主な相談機関における相談の状況

第３章　アンケート調査結果

第４章　計画審議経過等
1　分科会開催経過及び委員名簿
2　市民意見聴取

第５章　用語解説

第１章 地域福祉計画の策定について

1　地域福祉とは　“誰もが幸せに暮らせる地域をめざして”

地域福祉とは、地域で暮らし、学び、働くすべての住民が主体となって、「思いやり」「支えあい」を大切にし、誰もが安心して幸せに暮らせる、差別や排除のない地域をつくり、持続させていくことです。そのためには、住民一人ひとりの取組に加え、校区コミュニティ協議会や校区福祉委員会などの住民同士の支え合い、さらに行政や福祉事業者による相談窓口等の公的制度が連携して地域課題を解決する取組が必要となります。

主な地域福祉活動

校区コミュニティ協議会

市内の小学校区を基本に、自治会など各種団体が情報交換や連絡調整などを行う協議型組織です。大規模災害に備える災害対策、子どもの安全対策、青少年の健全育成など、地域のさまざまな課題の解決に向けて取り組んでいます。

校区福祉委員会

「地域のまちづくり」を進める目的で、小学校区ごとに設けられた、住民主体の地域福祉活動を実践する組織です。

民生委員・児童委員

地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、関係行政機関の業務に協力するなど、福祉の増進を図るための活動を行います。厚生労働大臣が委嘱し、任期は３年で無給です。

地域福祉活動の一環として実施されたサロン活動
【写真左】
〇〇校区〇〇
子育てサロン

2　地域福祉計画とは

行政は、地域福祉の推進のために地域組織や福祉事業者等の各種団体と連携し、保健・医療・福祉・教育等のサービスや住環境などの基盤整備を推進します。

それらを実現するために、行政が住民の立場に立ち、総合的、計画的、横断的に推進する計画が地域福祉計画です。

3　地域共生社会の実現をめざして

近年の地域社会を取り巻く環境変化の中、国は『地域共生社会』の実現を掲げています。

『地域共生社会』とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

この社会の実現のために「地域課題の解決力」「包括的支援の強化」「地域のつながり強化」「専門人材の機能強化」の４つの柱が掲げられています。

地域共生社会のイメージ図

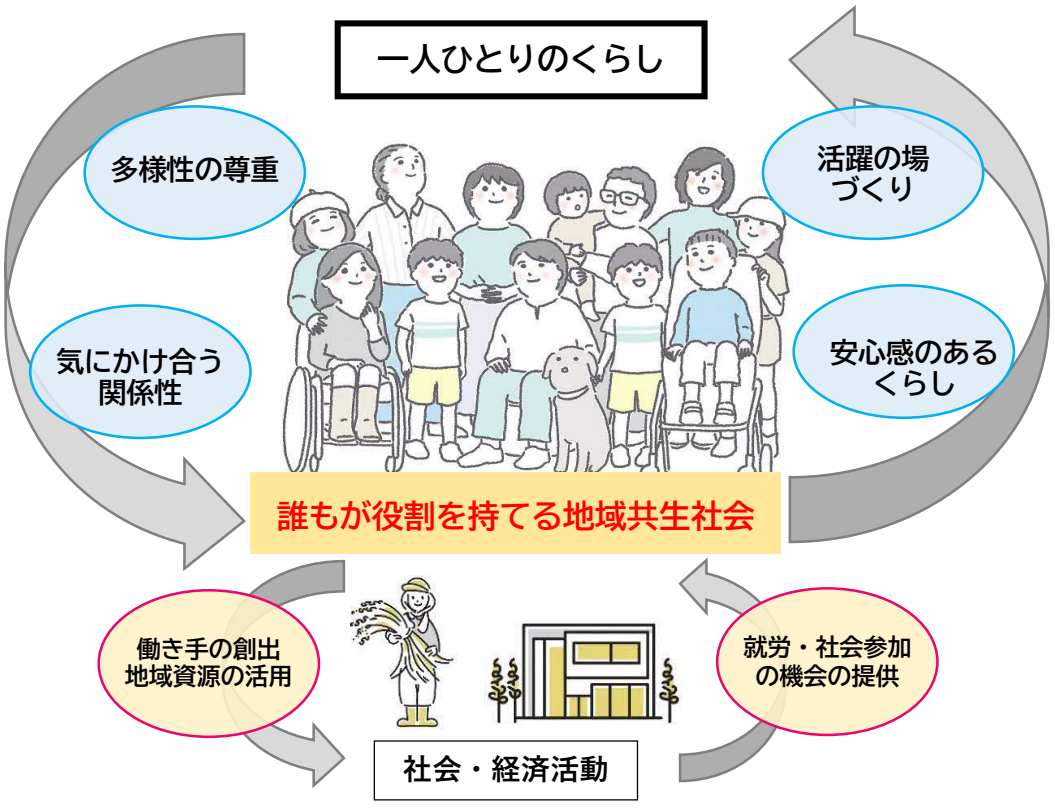

※「地域共生社会のポータルサイト（厚生労働省）」より加工して作成

4　計画策定の背景

（１）つながりの希薄化

少子高齢化に伴う人口減少、生産年齢人口の減少により、地域福祉活動を担う現役世代が少なくなり、マンパワー不足が危惧されています。また、核家族化の進行によるひとり暮らし高齢者の増加や家族での育児力や介護力の低下、情報化の進展や新型コロナウイルスをはじめとするパンデミックなどから、地域社会における連帯感が希薄になってきています。 住民相互の支え合う意識や機能が弱まり、社会生活に孤独を覚え、社会から孤立する人が増加しています。

（２）地域社会における問題の変容

震災や台風等をはじめとする大規模な自然災害、児童虐待やドメスティック・バイオレンス、自殺問題、生活困窮など、家庭や地域社会が抱える問題は多様化・複雑化しています。「ヤングケアラー」や「８０５０問題」「ダブルケア」といった、個人・世帯が複数の生活上の課題を抱え、高齢分野や児童分野など１つの機関では解決できないケースも増えています。このような背景を受けて、国は令和３年４月に社会福祉法を改正し、市町村においてすべての地域住民を対象とする包括的支援の体制整備を行う「重層的支援体制整備事業」を創設しました。さらに、社会から孤立している人々については、行政や支援機関に声を届けることが難しい場合があります。ただ窓口を設けるだけではなく、アウトリーチ型支援や、オンライン等を活用した窓口の必要性も高まっています。

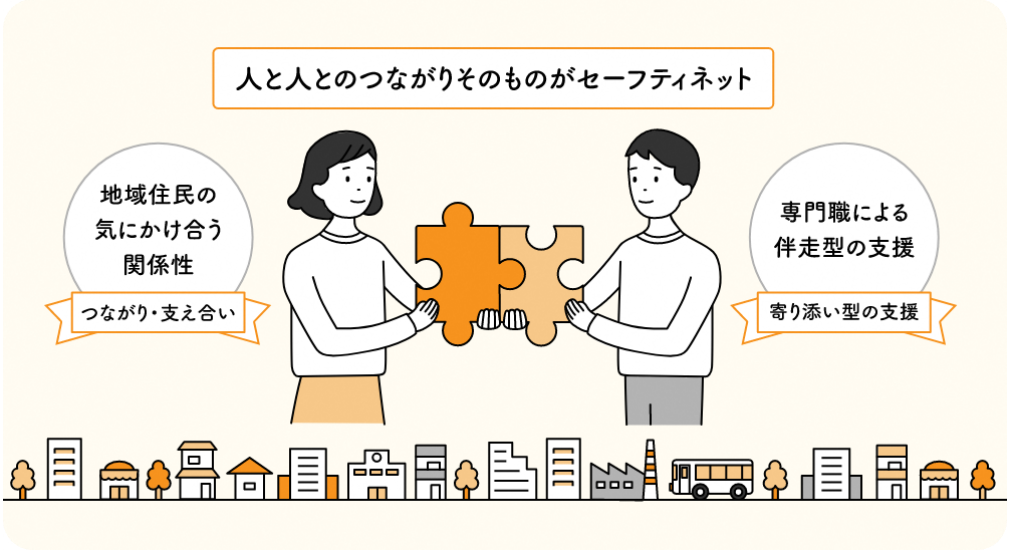

出典：地域共生社会のポータルサイト（厚生労働省）

5　計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく計画で、地域福祉を推進していくための施策を示すものです。枚方市のまちづくりの総合的な計画である「枚方市総合計画」を上位計画とし、地域福祉と関わる分野別、対象者別の福祉計画の上位計画として位置づけられています。

当該地域福祉計画には、社会福祉法第106条第５項の規定に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」、再犯の防止等の促進に関する法律に基づく「再犯防止推進計画」を包含します。

また、社会福祉法人枚方市社会福祉協議会（以下、「枚方市社会福祉協議会」という。）が策定する地域住民の自主的、主体的な地域福祉の推進をめざすための行動計画である「枚方市地域福祉活動計画」と連携し、協働して、地域福祉を推進していきます。

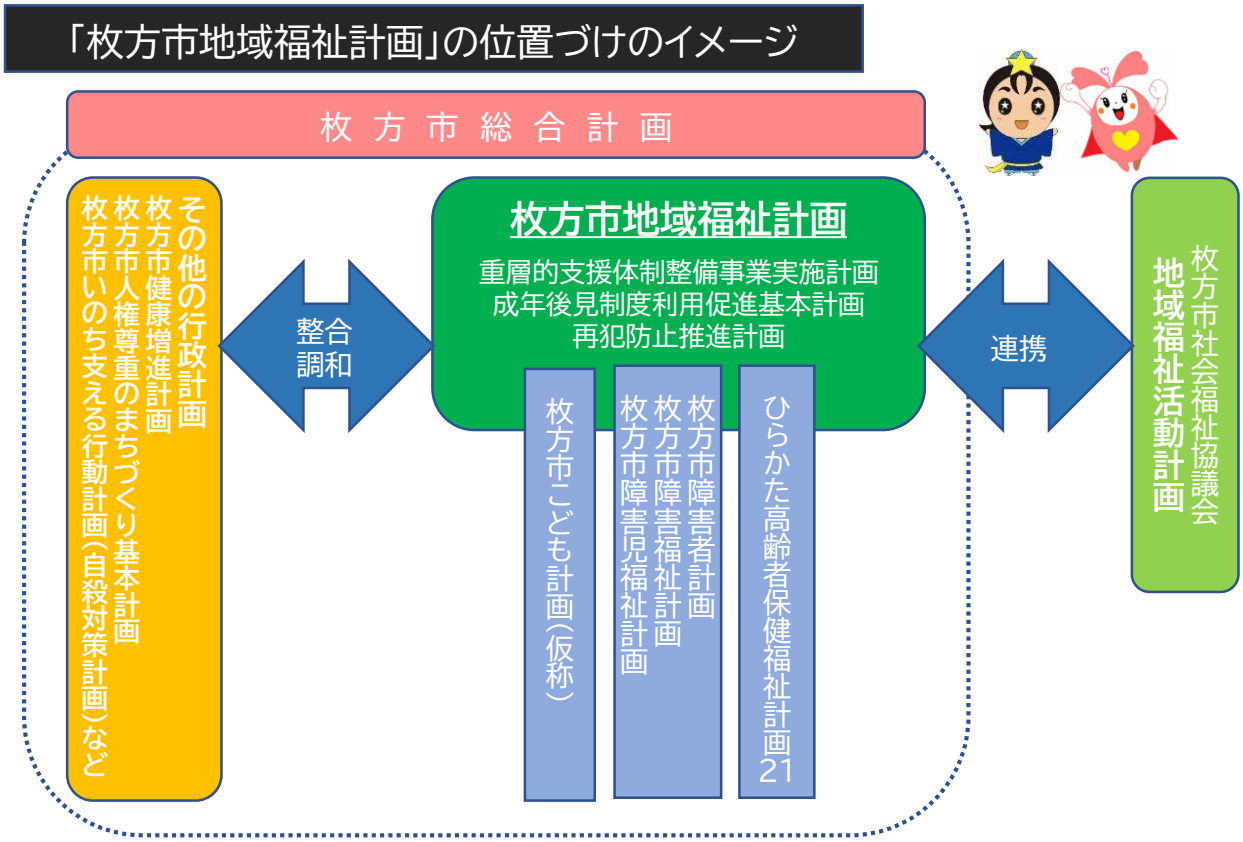

6　計画の期間

本計画の期間は、令和７年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの５年間です。なお、計画は今後の社会情勢の変化等を考慮し、必要に応じて見直しを行います。

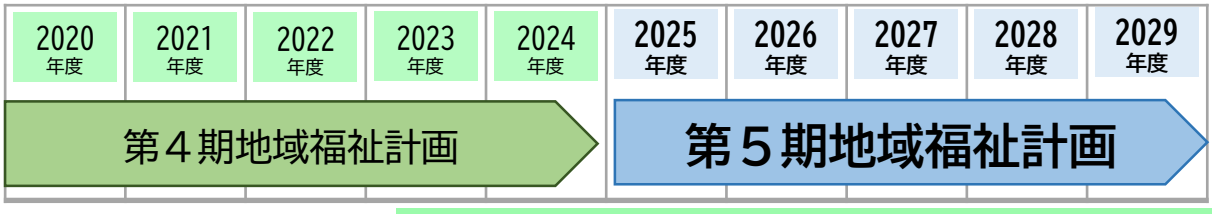

7　計画の策定体制

（1）社会福祉審議会　地域福祉専門分科会による審議

計画の策定にあたり、「枚方市社会福祉審議会」に対し諮問し、「枚方市社会福祉審議会　地域福祉専門分科会」にて審議いただきました。

庁内の検討体制として、「枚方市地域福祉計画推進委員会」を設置しており、地域福祉専門分科会に対して、計画策定に必要な調査結果等を提示し、意見をいただきながら策定作業を進めました。

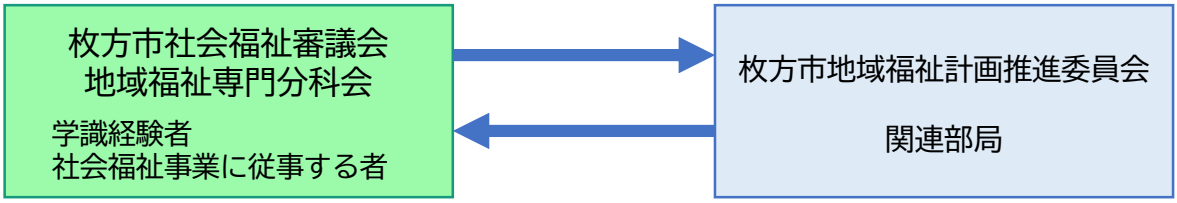

（2）市民意識調査の実施

市民の生活上の課題や地域での活動、地域福祉に関する市民のみなさまの意識や現状について把握し、第５期地域福祉計画の策定に向けての基礎資料とすることを目的として、市民対象のアンケート調査を実施しました。（調査結果は●●ページを参照）

（3）市民意見聴取の実施

枚方市社会福祉審議会　地域福祉専門分科会での審議過程において、第５期地域福祉計画の素案についての市民意見聴取を令和６年12月●日から令和７年１月●日まで実施しました。

市ホームページへの掲載や本庁舎・各支所・生涯学習市民センター等への意見箱の設置などにより、●件のご意見をいただきました。

8　計画の推進と進行管理

（1）計画の推進体制

地域福祉に関する取組は、地域福祉の主体である住民や地域活動団体、ボランティア、事業者等が、協力しあいながら進められるものです。本計画の推進においても、地域福祉に関わる多様な主体と連携・協力し、基本理念実現に向けた計画の推進を図ります。

市としても、単に進捗状況の確認を行うにとどまらず、縦割りを解消し、横のつながりを重要視し、情報共有や連携を図り、計画を推進します。

（2）計画の進行管理

計画の推進が適切に行われているか、市の関係部局で構成された枚方市地域福祉計画推進委員会を毎年度開催し、確認を行います。当該委員会においては計画の進行管理とともに、時代により変化する福祉課題等に応じた連携を図るように努めます。

外部の審議・評価体制として社会福祉審議会地域福祉専門分科会で、庁内で検討した進行管理の内容等についての審議や評価を行います。

第２章 計画の基本理念と考え方

１　基本理念

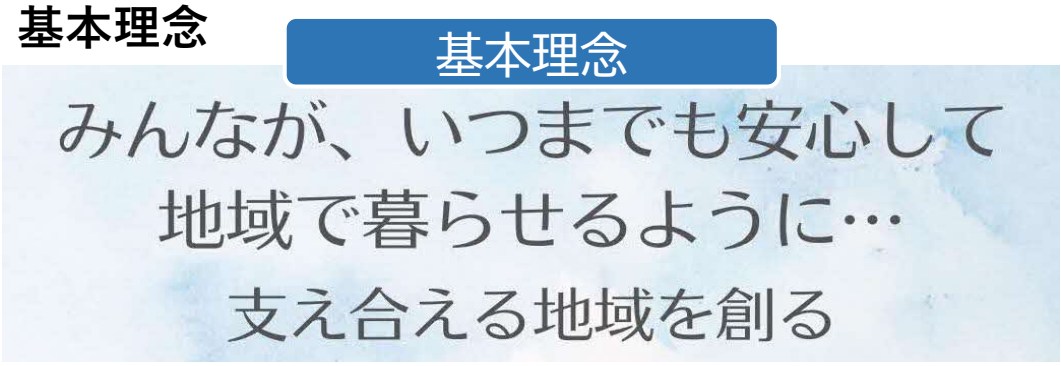

第４期地域福祉計画においては、生活課題が複雑多様化する中、誰もが住み慣れた地域で安心して幸せに暮らしていくために、地域のつながりを大切にしながら、地域に住む住民がともに生活課題や地域課題を解決する取組を創ることを基本理念として計画の推進に努めてきました。

第５期地域福祉計画では、この基本理念を引き継ぎつつ、新型コロナウイルス感染症により希薄化した人と人、人と地域のつながりを再び強く結びつけ、困っていることは個人の問題ではなく地域で解決し、誰もが取り残されることなく支え合い、誰もが安心して暮らしていけるように具体的な取組を実践していきます。

２　基本理念の実現に向けた考え方

次の考え方を持ち、基本理念の実現に向けた取組を行います。

◇　いつまでも安心して暮らせる地域

生活の中で困りごとが生じた際や、地域で困っている人や世帯を発見した際に、「誰もが身近に相談ができる」体制が整い、複合的な課題についても各相談機関が連携し、支援が行われている地域をめざす考え

◇　住民一人ひとりが活躍できる地域

地域をより良くするために誰かがではなく、一人ひとりが主体性を持ち、「自分にできることを地域のためにする」を実現し、地域活動が活発に行われ、持続的に行うことができる地域をめざす考え

◇　個人を尊重し合える地域

引きこもり等、社会から孤立している人々を地域福祉活動へつなぐ参加支援や福祉教育を充実させる中で、個性や違いを認め、個人を尊重し合える地域をめざす考え

また、基本理念の実現に向け、地域福祉の主体である住民や行政のみが取り組むのではなく、教育機関や医療機関、社会福祉施設等の地域のあらゆる資源が協力しあいながら、それぞれにできることを実施できる体制が重要となります。

枚方市がめざす地域福祉のイメージ図

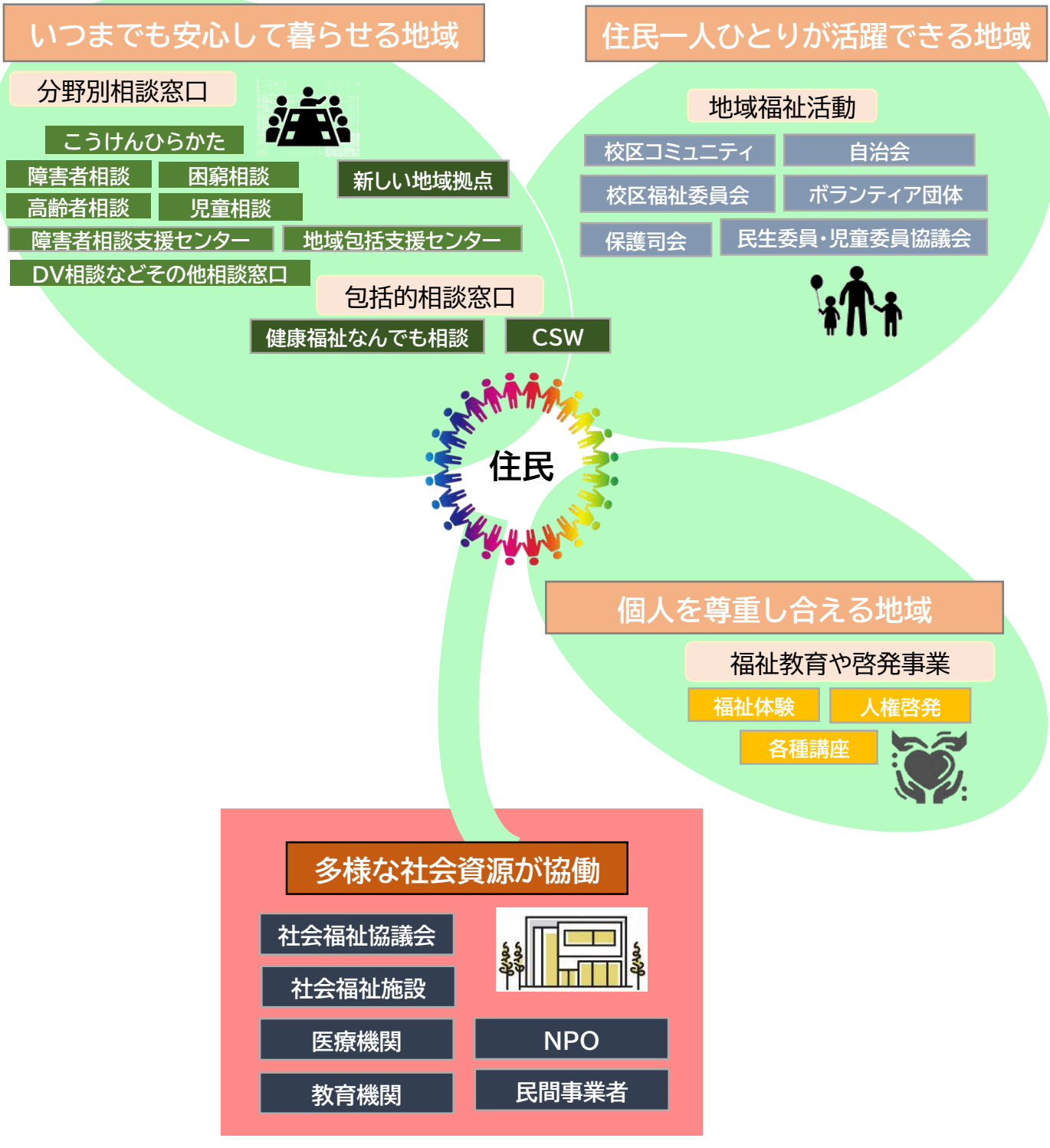

3　枚方市の現状と課題

基本理念の実現に向けて、「枚方市地域福祉計画（第４期）」及び「枚方市成年後見制度利用促進基本計画」の総括（資料編第１章P●参照）、市民意識調査の結果から現在の枚方市における取組や地域福祉活動状況、課題点について検証しました。

（１）包括的相談窓口の充実

【市の現在の取組】

- 令和２年４月からどこに相談してよいか分からない方や複合的課題を抱える方に向けて健康・福祉・介護・子育てなどの総合相談窓口「健康福祉なんでも相談」を設置しました。
- 令和６年４月からお悩みの解決に役立つ情報を簡単に集めることができるように市ホームページに「枚方市版　お悩みハンドブック」を公開しました。
- 令和４年度より重層的支援体制整備事業を開始し、複合的課題を抱えた人・世帯の課題解消に向けて、関係機関が連携する多機関協働による、重層的支援会議等を実施しました。その他に新たに参加支援事業を開始し、課題を抱えた方と地域をつなぐ活動にも注力しています。

【取組の課題】

- コロナ禍による来所できない相談者のニーズを満たすため、一部の相談窓口ではオンラインシステムやSNSを用いた相談を実施しました。一方で、このようなICT機器になじみのない方に対するアウトリーチ等、誰もが困った際には相談ができる機会を設ける必要性が生じています。

【市民意識調査（アンケート）より】

- 虐待やＤＶ、徘徊等を見かけられた時には、市役所等の行政や警察へ連絡をするという意識を持たれている方が多い一方で、福祉的課題については、相談先が分からないという回答が比較的高く、福祉相談窓口を身近に感じてもらえる体制を整える必要があります。
- 包括的相談窓口である「健康福祉なんでも相談」「ＣＳＷ」について「知っている」と回答された方は、それぞれ14.2％、6.8％と認知度が非常に低く、これらの相談窓口の周知・啓発を行い、困った時にいつでも相談できる体制を整える必要となっています。
- 「相談したい時にあったら便利と思うしくみ」では、幅広い年代から「近くの支所で相談ができる」「市役所や支所よりさらに身近な範囲に相談窓口がある」の回答が多く、また若年層を中心として、「自宅からＳＮＳやＬＩＮＥなどで相談ができる」しくみについては高い回答がありました。本市は広い面積を有しており、より身近な場所で相談ができたり、ＳＮＳ等のインターネット環境での相談ができる体制を整えていくことで、幅広い年代から気軽に相談してもらえる環境を整えていく必要がある結果となりました。

【健康福祉なんでも相談】

令和２年４月より開設した、健康福祉なんでも相談（健康福祉総合相談課）では、健康・福祉などのお困りごとを丁寧に聞き、制度やサービスを紹介し、解決に向けて一緒に相談に応じます。必要な際は、職員が関係部署等に案内しますので、どこに相談したらよいか分からない場合でも、お気軽にご相談ください。

（２）地域で活躍する人材の確保

【市の現在の取組】

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、地域活動のほとんどが活動を自粛した状態となりました。活動は感染症の収束とともに再開する中で、校区福祉委員会活動・自主防災訓練への参加者も増えてきています。
- コロナ禍でも地域でのつながりを継続するため、見守り訪問時に地域の広報紙を添えるなど地域毎で工夫を凝らした活動を実践しました。

【取組の課題】

- 地域活動の自粛や福祉施設でのボランティアの受入れがなくなったことで、地域活動への参加者、担い手の双方の地域離れや、活動の空洞化、人と人とのつながりの希薄化が進行しました。

【市民意識調査（アンケート）より】

- 校区コミュニティ協議会活動や子どもへの支援活動などに機会があれば参加したいと約20％の回答があるなど、地域活動の担い手となる活動希望者が一定数いることが分かりました。
- 「地域活動やボランティア活動の担い手不足の原因について」では、「仕事と両立できない」との回答が56.4%と高い一方で、「どのような活動があるか、情報が足りない」が34.2％、参加する方法がわからない」が22.3％となっており、それぞれ第４期地域福祉計画策定時のアンケートより10ポイント以上高い回答となりました。
- 「地域活動やボランティア活動に参加する人を増やすため必要だと思うこと」では、「気軽に体験や参加ができる場を設ける」が31.9％、「気軽に相談できる窓口を設置する」が28.4％となっており、活動内容の周知とともに、地域福祉活動へ関心がある方と地域福祉活動とのコーディネート機能の強化が求められる結果となりました。

【コロナだから発展した地域活動】

（３）防災への取組

【市の現在の取組】

- 本市では、令和２年度より各校区や自治会での地区防災計画の策定に向けた支援を開始しました。地区防災計画は、全体版（地域提案型）とテーマ特化型の2種類に分けて策定を支援しています。全体版（地域提案型）は地域の特性に応じて校区や自治会がまち歩き等を実施の上、災害課題や対応策を自由に策定し、テーマ特化型は自治会館の避難所利用や広域避難に関する内容などについて策定しています。令和6年6月現在、23校区と31自治会が計画を策定しています。
- 枚方ひこ防’zは、災害時に備え市民や災害時応援協定先、行政が参加し、それぞれの役割分担や適切な対応方法を確認し合う総合防災訓練です。この訓練は、相互の連携強化と地域防災力の向上を目的に、本市が主催しています。本市災害対策本部訓練の他、協定締結先による物資輸送・受入れ訓練、校区自主防災組織による避難所開設訓練等も実施しています。
- 従来より作成していた災害時に支援を要する対象者の申請に基づき登録を行う「災害時要援護者名簿」の登録者情報を災害対策基本法に基づく「避難行動要支援者名簿」に集約しました。

【取組の課題】

- 避難行動要支援者名簿掲載者の個別避難計画の策定について令和４年度にモデル事業として実施した自治会での取組を踏まえルールの整理等を行い、計画策定の推進が必要となっています。
- 地域における災害要配慮者に対する支援体制の整備が求められています。

【市民意識調査（アンケート）より】

- 災害時の自力での避難の可否について、「要介護・要支援の認定を受けている方」が同居されている世帯では、約50％の方が自力での避難ができないとの回答があり、災害時の声掛けや手助けなどが地域内で必要な結果となりました。一方で、避難行動要支援者への取組を「知っている」との回答は11.9％となっておりさらなる周知が必要な結果となりました。
- 「日ごろから地域の防災訓練等に参加しているか」について、「訓練が行われているかどうかわからない」の回答が38.4％、「訓練は行われていない」の回答が9.0％となっており、第４期地域福祉計画策定時アンケートではそれぞれ28.6％、4.5％から増加しており、地域防災訓練の広報等を行い、普段参加されていない方への参加を促し、防災対応の充実が必要となっています。

【防災の取組】
検討中

（４）福祉意識の向上

【市の現在の取組】

- 新型コロナウイルス感染症による、人権や福祉に関する啓発イベントが中止となるなど影響がありましたが、収束後は、人権文化セミナーやほっこりひらかたなどのイベント、ゲートキーパ研修などを再開し啓発活動を行いました。
- 令和５年度より枚方市立総合福祉会館デイサービスセンターにて介護体験事業を開始した他、中学校における介護施設や公立保育園での職業体験により福祉への関心を持ってもらえる取組を実施しました。

【取組の課題】

- セミナー等の啓発活動についても参加者数を増やす取組を行い、多くの方に福祉や人権について考える場を提供する必要があります。
- 福祉教育の在り方について、介護体験に限らず、福祉に関する課題を探求する授業を検討し、より効果的な活動を検討する必要が生じています。

【市民意識調査（アンケート）より】

- 地域で心配な世帯を見かけても、「他人が連絡・相談するべきことではない」と回答された方が一定おられ、地域で福祉課題を解決していく意識を醸成する必要があります。
- 再犯防止への協力意向について、「犯罪をした者の立ち直りに協力したいと思う」への回答では「思う」「やや思う」が9.6％となっており、再犯防止に向け地域での犯罪をした者への理解の促進と孤立の防止に向けた取組が必要となっています。

【こども介護体験】

令和５年度にこども介護体験を枚方市立総合福祉会館デイサービスセンターにて実施しました。実際に働く介護職員さんからレクチャーを受け、車いすやリフトカー、介護食を体験してもらいました。介護の仕事の大切さや僅かな段差でも車いすのバリアとなることを体験の中で感じてもらうことができました。

（５）権利擁護の取組について

【市の現在の取組】

- 令和３年７月に「ひらかた権利擁護成年後見センターこうけんひらかた」を開設しました。権利擁護に係る相談窓口を集約化・明確化し、市民や支援関係者が安心して相談できる体制を整備する中核機関として、広報活動・相談支援・後見人支援等を実施しています。
- 令和３年４月より成年後見制度利用の阻害要因の１つである金銭負担の軽減を図るため、「成年後見制度利用支援事業」の対象を拡大しました。令和５年度では●人の方が制度利用をされており、必要な方に制度を利用してもらえるように支援を継続しています。
- 自らが望む人生の最終段階における医療・ケアについて、本人や家族、医療者たちと話し合う人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）の取組を推進し、市民や専門職に向けて講座を開催しました。

【取組の課題】

- 本人の意志決定を尊重することができるよう、エンディングノートや人生会議の活動の他、身寄りのない方の死後事務支援等の取組のニーズが増しています。
- 権利擁護の取組の一つとして、成年後見制度を必要な方に利用してもらえるように中核機関を中心としたネットワークを構築するとともに、本人の意思決定支援に基づく、後見人活動ができるよう、後見人のスキルアップが求められています。

【市民意識調査（アンケート）より】

- 「成年後見制度」の認知度（アンケートにより「よく知っている」「少し知っている」「聞いたことがある」と回答された方）が73.4%となっており、制度の認知度は広がってきています。一方、「法定後見制度」「任意後見制度」の認知度は、それぞれ、54.2%、48.6%であり、詳しい制度内容についてはまだ理解が進んでいません。
- 障害者の方がいる世帯では、法定後見制度利用意向が14.6%、任意後見制度利用意向が16.7%と利用ニーズが他世帯と比較し、高いことが分かりました。

【人生会議の取組】

思わぬ事故や病気により、あなたの思いや考えを伝えられなくなる、そんな時が起こるかもしれません。もしもに備えて、家族や医療・介護スタッフと話し合う人生会議の取組を枚方市では推進しており、セミナー等を通じて周知しています。

第３章　基本理念の実現に向けた取組

【基本理念】　【基本方向】　【施策目標】

みんなが、いつまでも安心して地域で暮らせるように…支え合える地域を創る

1. 誰もが暮らしやすい地域づくり

- (1) 包括的な相談支援体制の充実
- (2) 権利擁護のさらなる推進

2. 誰もが活躍できる地域福祉のネットワークづくり

- (1) 地域で活躍する人が増える環境づくり
- (2) 災害時に助け合える取組の強化
- (3) 地域活動拠点への支援

3. 誰もが支え合い尊重し合える意識づくり

- (1) 福祉意識の向上
- (2) 福祉教育の推進

【具体的な取組】

＜重層的支援体制整備事業実施計画＞
・ワンストップで受け止める健康福祉相談窓口
・CSW等によるアウトリーチ支援
・多機関協働による支援ネットワーク
・参加支援の仕組みづくり

・虐待防止　・人生会議　・新たな権利擁護支援
＜成年後見制度利用促進基本計画＞
・成年後見制度の理解促進　・担い手育成
・こうけんひらかたを中心としたネットワーク強化

＜重層的支援体制整備事業実施計画＞
・世代や属性を超えた地域の居場所づくり
・地域活動への参加のきっかけづくり
・地域活動コーディネート機能強化
・ボランティアの育成支援

・避難行動要支援者名簿　・個別避難計画
・要配慮者の避難環境整備　・防災訓練
・災害ボランティアセンター

・地域活動拠点の整備助成
・市内施設の活用
・事業者との連携による地域福祉活動の支援

・福祉や人権に関する理解促進の情報発信
・事業者による地域貢献活動
・福祉出前講座
＜再犯防止推進計画＞
・就労、住居の確保や福祉サービス等の利用支援
・再犯防止への取組支援
・地域での理解の促進

・福祉施設や交流の場での学習推進
・学校における福祉学習の推進

2　具体的な取組

枚方市における地域福祉の現状や課題を踏まえ、基本理念の実現に向けて、第５期地域福祉計画の期間において、次の取組を実施します。

基本方向１　誰もが暮らしやすい地域づくり

社会情勢の変化などにより、8050問題やダブルケアなど複雑・複合化している生活課題が生じ、制度の縦割りでは解決できないことも増えています。相談窓口を充実させるとともに、「困ったときは、いつでも相談ができる地域」にすることが、「いつまでも安心して地域で暮らせる」の実現につながるものとして取組を行います。

施策目標１　包括的な相談支援体制の充実

市民意識調査において、福祉に関する相談場所が分からない方等に対し、ワンストップで受け止める相談窓口のニーズが高い一方で、コミュニティソーシャルワーカーや健康福祉なんでも相談は市民認知率は低く、より一層の窓口の周知を図ります。複合的な課題に対応ができるように各種機関と地域が連携し、生活課題に対応ができるようにネットワークを構築した相談窓口体制を整えるように取り組みます。また、コロナ禍で活用が広がったオンラインシステムを用いて、市役所以外の身近な場所での相談体制の整備を検討していきます。

重層的支援体制整備事業実施計画

具体的な取組み	説明
ワンストップで受け止める ”健康福祉なんでも相談”**の周知**	「困っているけど、どこに相談してよいか分からない」「複合的な課題がある」など高齢・障害・子どもなど分野別の窓口に声を届けられない方に向けて、ワンストップで相談を受け止める「健康・福祉なんでも相談」を市民や関係機関へ広く周知をします。 相談内容に応じた適切な機関を案内し、必要時は多機関協働により問題解決を図ります。
コミュニティソーシャルワーカー等による**アウトリーチ支援強化**	コミュニティソーシャルワーカーによる関係機関や地域との連携を日頃から充実させることにより、「助けが必要なのに声をあげられない方」の情報を得て、積極的にアウトリーチ支援を強化します。 また、広報や啓発活動を通じて、身近な相談機関として周知を図ります。
複雑化・複合化した課題に対応できる**多機関協働**による支援ネットワークの**充実**	個々の分野のみでは解決が難しい課題について、各分野の相談職員等による「重層的支援会議」を開催し、具体的な解決策や役割分担等を考え、多機関による支援を通じて課題解決を図ります。
社会とのつながりを作る**参加支援の仕組みづくり**	居場所等を通じて、ひきこもりや障害、ひとり暮らし等の方が地域社会とつながることができる仕組みづくりを進めていきます。

【図】枚方市における重層的支援体制イメージ

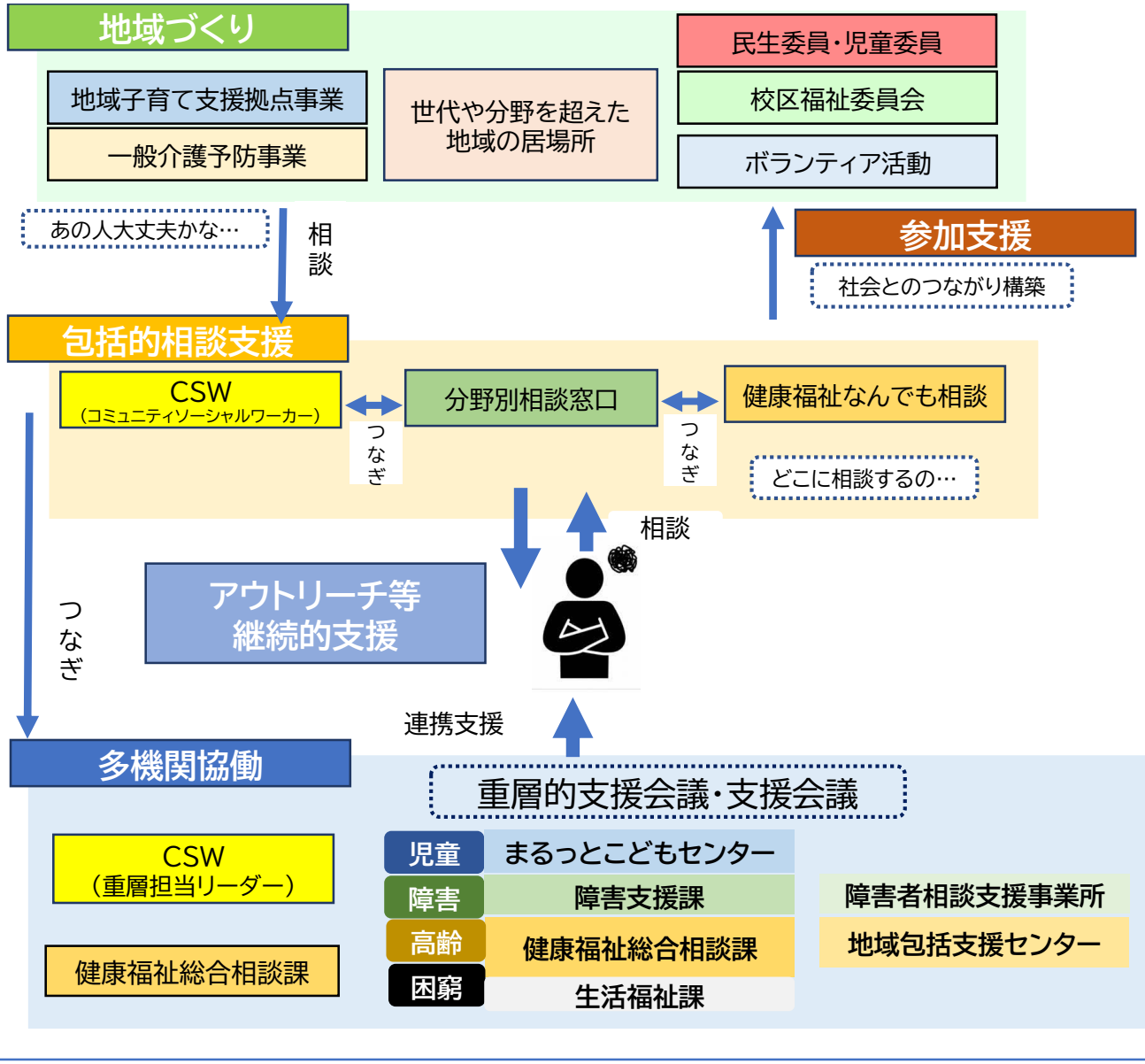

【新しい地域拠点の基本的な考え方】

「新しい地域拠点」とは、社会のデジタル化が急速に進み、行政においてもマイナンバーカードを活用した電子申請化が進むなど、将来的には市窓口に来なくとも行政サービスが受けられるようになることが想定される一方、ICT機器等にはなじめないものの、市本庁舎窓口まで行かずに身近な公共施設等において様々な行政サービスや相談支援を受けたいとの、社会構造の変化が著しい時代ならではのニーズに対応するため、デジタル技術を活用し、市本庁舎とオンラインでつながる遠隔相談等を公共施設等において実施することで、実効性の高い包括的な相談・支援サービスを提供し、誰ひとり取り残されない相談・支援の実現を目指すことを目的とし、設置するものです。

なお、「新しい地域拠点」の整備にあたっては、地域の実情や必要性等を鑑みるとともに、③街区における「新しい窓口」での実績や課題等の検証を踏まえ、「行財政改革プラン2024」に書かれた取組である「新しい地域拠点の構築」に基づき進めるものとします。

【遠隔PCを用いた取組】
北部支所において遠隔PCを用いて市役所の各課相談窓口と相談ができる運用を実施しました。

施策目標２　権利擁護のさらなる推進

認知症や知的障害その他の精神上の障害等により判断能力が不十分な方は虐待等の重大な権利侵害を受けていても、声を相談機関等へ届けることができない場合があります。虐待防止に向けた周知・支援や、成年後見制度の利用が必要な方が制度につながるよう制度周知や支援ネットワークを構築する権利擁護の取組を進め、誰もが安心して暮らせる体制を整えます。また、本人の意志や考えに基づいた最後が迎えられるよう「もしもに備えた」取組の周知や利用を促進します。

具体的な取組み	説明
虐待等権利侵害防止のための制度の周知と連携支援	高齢・障害・児童虐待やいじめ防止に向けた啓発を行うとともに、各種相談窓口や役割について周知を行います。 また、虐待の予兆等を見逃さず、未然防止・早期発見ができるように支援関係者と連携した支援を行います。
個人の意思を尊重した活動の推進	思わぬ事故や病気などによる「もしもへの備え」として、個人の意志を尊重した介護や医療、葬儀等が受けられるようにエンディングノートや人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）の活動等を啓発し、推進します。
身寄りのない高齢者に対する新たな権利擁護支援制度の構築	身寄りのない単身高齢者で、民間事業者が提供する日常生活支援、死後事務支援等のサービスを利用することが困難な場合に、十分な資力がなくても利用できるよう、契約に基づく新たな支援制度の構築を図ります。

成年後見制度利用促進基本計画

具体的な取組み	説明
成年後見制度の認知度・理解度向上と適切な制度利用促進	市民や支援関係者に対し権利擁護の取組や制度を周知し、成年後見制度についてのさらなる理解の促進を図ります。枚方市権利擁護支援センターこうけんひらかたを中心として、地域包括支援センター等を含めた相談機能の充実を図ります。
権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化	弁護士会や地域包括支援センター等の相談窓口や民生委員・児童委員等の地域住民による地域連携ネットワークを強化し、複合課題を抱える方や地域社会への参加を含めて検討ができる支援機能の充実を図ります。
成年後見制度の担い手確保と育成支援	市民後見人の養成だけでなく継続的な育成の支援と、専門職後見人や親族後見人・法人後見など様々な関係者と連携を深めながら、制度の担い手の確保に努めます。また、意思決定支援に基づく後見事務が行われるよう周知するとともに、後見人からの相談に応じ、不正防止や本人を尊重した支援となるようにしていきます。

【図】枚方市における権利擁護支援の地域連携ネットワーク

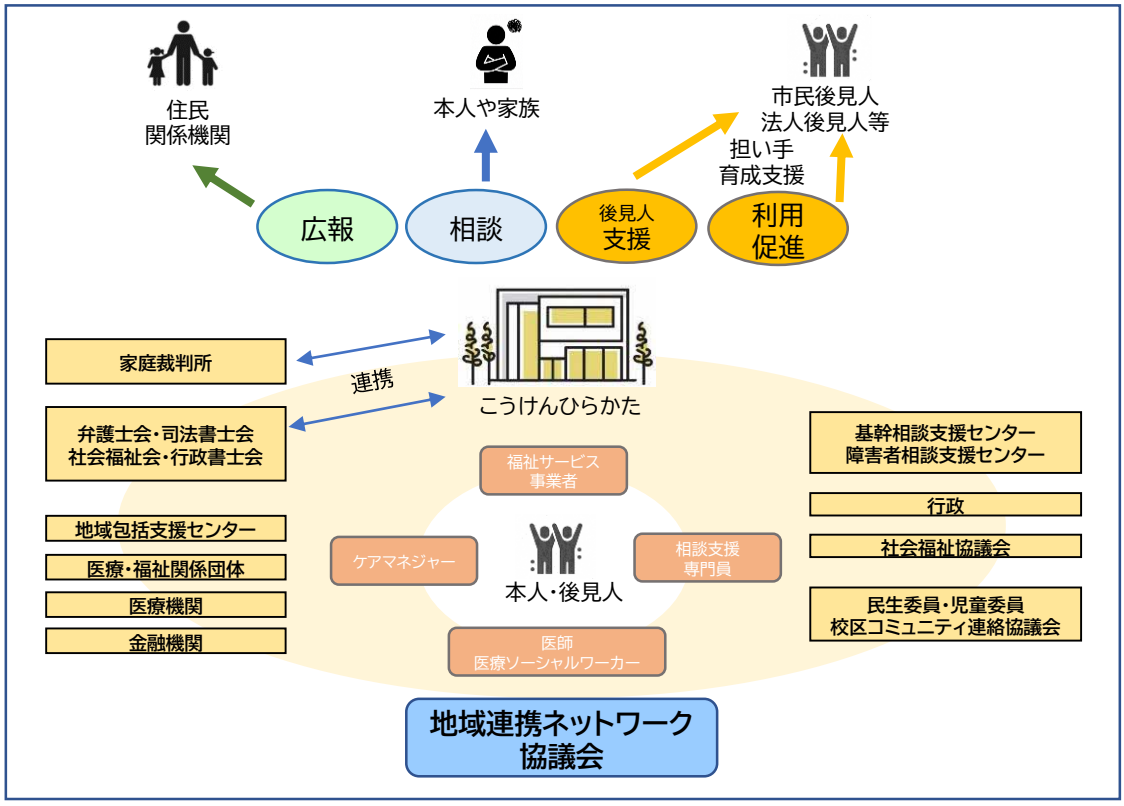

基本方向２　誰もが活躍できる地域福祉のネットワークづくり

「地域福祉の主役」である住民一人ひとりが主体的に活動ができるように取組を行います。また、地域活動への関心をもってもらうとともに、地域活動をされている個人や団体がつながるネットワークを構築することで、「共に支え合う地域」創りの実現を目指します。

施策目標１　地域で活躍する人が増える環境づくり

少子高齢化や雇用定年の延長による地域への馴染みの低下や、新型コロナウイルス感染症によるつながりの希薄化により、地域住民の地域活動への参加機会が減少しています。市民意識調査でも、活動へ参加したいが、活動を知らない・参加方法がわからないという意見も多く、新たに地域活動への参加を呼びかけるとともに、人と活動を結びつけるコーディネート機能を充実させることで地域で活躍する人が増える環境づくりに取り組みます。また、誰もが参加ができる地域の居場所を構築していきます。

重層的支援体制整備事業実施計画

具体的な取組み	説明
世代や属性を超えた**地域の居場所づくりの充実**	高齢者や子育ての居場所を地域の中で増やし、地域で顔の見える関係性を構築します。また、住民主体による世代や属性にとらわれない、誰もが気軽に集い、つながりを構築できる地域の居場所を拡充します。
地域活動への参加の**きっかけづくり**	地域活動の見える化を図り、各校区の活動状況を周知します。また、地域活動を知り、参加したいと思ってもらえるよう、地域活動の広報などのサポートを行うほか、地域活動への理解を深めるためセミナー等を開催します。
コミュニティソーシャルワーカーによる**地域活動のコーディネート機能強化**	住民が潤滑に主体的に地域活動を進められるよう、コミュニティソーシャルワーカーがコーディネーターとなり活動の充実を図ります。
地域活動を進め、支える**ボランティアの育成・支援**	地域活動の支え手として活動できる人材育成及び活動支援を実施します。

施策目標２　災害時に助け合える取組の強化

地域には、高齢者や障害者など、災害が起こった際の避難行動や避難生活において配慮が必要となる要配慮者がいます。東日本大震災では、犠牲者の過半数を高齢者が占め、また、障害者の犠牲者の割合も、被災住民全体のそれと比較して２倍程度に上ったといわれているほか、要配慮者は、直接の被害だけでなく、生活環境が十分に整備されていない避難所で長く生活することを余儀なくされた結果として、健康を害すケースも見られるなど、災害による影響を強く受けることが分かります。
災害時における要配慮者の安全の確保に向け、行政だけでなく、地域の自主防災組織や民生委員・児童委員等との連携を深め、協力しながら支援体制の強化を図ります。

具体的な取組み	説明
「避難行動要支援者名簿」の更新・配付	定期的に名簿情報の更新・名簿登載者への同意確認を実施し、避難支援関係者等への配付を適切に実施します。
「避難行動要支援者名簿」を活用した安否確認、要配慮者支援手法の検討・整理	避難支援等関係者が、「避難行動要支援者名簿」を活用し、名簿登載者の避難支援や安否確認を行うための手法を検討、整理します。
「個別避難計画」作成の推進	要配慮者の避難に必要となる情報を記載する「個別避難計画」について、地域による地区防災計画と連携した作成を継続するほか、福祉専門職や要配慮者本人による作成などの取組を推進します。
要配慮者の避難環境の整備	災害時においても要配慮者が避難生活を円滑におくることができるよう、一次避難所における「要配慮者スペース」の整備や、福祉避難所の拡充等に努めます。
地域の防災訓練への積極的な参加の呼びかけ	地域の防災訓練への参加において、「自分の命を守る」ためだけでなく、「誰かの命を助ける」ための共助の防災意識を高めることを目的に、若い世代を中心とした訓練への参加を呼びかける効果的な情報発信を行います。
企業や団体と連携した**災害ボランティアセンターの運営**	様々な分野の企業やNPO団体と協定締結を行うことで、災害時において必要不可欠である、人材・物資・避難場所を安定的に確保し、円滑な災害ボランティアセンターの運営につなげていきます。

施策目標３　地域活動拠点への支援

地域活動を行う上で、ソフト面である活躍する「人」とともに、ハード面である活動の「場」が確保されていることが重要となります。
地域活動拠点への支援にあたり、自治会館の建設費用の助成の他、市の所管する施設の活用に向けて、空き室や空きスペースについての情報発信や介護事業者等と連携した拠点の支援に取り組みます。

具体的な取組み	説明
地域の活動拠点の整備等への助成	地域活動を行うにあたり必要となるハード面の充実のため、重要な拠点となる自治会館等の整備などの助成を行います。
市内施設の活用	市内老人福祉センター等の市保有施設における貸室や空きスペースなどの情報を発信し、地域福祉活動の場として活用できるように支援します。
事業者との連携による地域福祉活動の支援	事業者と連携し、地域にある施設の地域交流スペース等を地域活動の拠点として活用するなど、地域と事業者とのつながりを強化していきます。

基本方向３　誰もが支え合い尊重し合える意識づくり

　地域では、様々な人が生活しています。誰がも、住み慣れた地域で暮らし続けていくには、お互いの違いや個性を尊重し合うことが大切です。
　誰もが支え合い尊重し合える意識を根付かせるため、世代を超えた福祉に関する教育に取り組んでいきます。

施策目標１　福祉意識の向上

地域共生社会の実現に向けて、地域で暮らす誰もが支え合い、尊重しながら生活していくために、地域に住む人々の個性や多様性を認め合うことが必要となります。近年では性的マイノリティに対する施策も充実する中、誰もが福祉や人権に意識を持ち、理解を深める啓発や情報発信を行います。

具体的な取組み	説明
福祉や人権に関する理解促進に向けた啓発・情報発信	障害者差別解消法の施行による合理的配慮の取組や認知症、外国人、性的マイノリティ、こころの病の方などに対する正しい理解促進に向けた、福祉や人権に関する講座やイベントを開催し、福祉意識の向上を図ります。
事業者等による**地域貢献活動**の充実	社会福祉法人による社会貢献事業や民間企業におけるCSR活動の取組において、地域とのつながり等が生まれるように周知します。また、市内大学生の地域ボランティア活動への参画を推進します。
市民に向けた福祉講座の充実	市職員が地域に伺い、市の活動等をお話する「なんでも、どこでも出前塾」を活用し、人権・福祉・防災等に関する講座を充実させ、福祉意識の向上に努めます。

再犯防止推進計画

国の刑法犯検挙者数は年々減少してきていますが、再犯者率（刑法犯検挙者数に占める再犯者の割合）は令和４年度で47.9%と高い割合となっています。犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現のためには、再犯防止対策が必要となっています。一方、不安定な就労、住居先が確保されていない、必要とされる福祉的支援が行き届いていないなどにより再び犯罪を犯してしまう方も多い現状にあります。

そのため、再犯防止に向けた、就労・住居の確保等の個別支援と、地域社会での理解の促進により、誰一人取り残さない社会の実現を目指します。

具体的な取組み	説明
就労・住居の確保や適切な保健医療・福祉サービスの利用に向けた支援	安定した生活を送るために必要となる、就労先・住居の確保、医療や適切な福祉に関するサービスの利用に向けて、包括的相談窓口において犯罪をした者等に対して伴走型支援を行います。
保護司の再犯防止への取組の支援	犯罪をした方や非行のある少年の立ち直りを地域で支える保護司など更生保護関係者の活動について支援します。更生保護活動の拠点である、更生保護サポートセンターへの補助を継続して行い、地域の教育・防犯・社会福祉関係機関との連携や犯罪・非行相談の活動を支援します。
社会を明るくする運動を推進し、地域での理解の促進	すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、安全で安心な明るい地域社会を築く「社会を明るくする運動」について市有施設でのポスター・チラシ配布等による広報活動を行い、地域での理解の促進を図ります。

施策目標２

福祉教育の推進

少子高齢化や核家族化の進行により、子どもは、幼児や高齢者と関わることが減少しており、教育の中で福祉を学び、体験することは福祉を身近に感じてもらうことだけではなく、権利擁護の観点にもつながるものです。

大人においても、新たな知識を得ることが、これまで培った経験と掛け合わせ、より豊かな人生を歩むきっかけになることから、福祉の学びを全世代で推進していきます。

具体的な取組み	説明
福祉施設や交流の場での学習推進	介護施設等での体験学習や交流イベントなど、様々な機会を学びの場として、福祉教育を推進し、尊重し合える意識づくりを醸成します。
学校における**福祉学習の推進**	市内小中学校等において、地域活動や福祉について体験型学習をする機会をつくることで、地域や福祉への理解を図ります。

資料編

第１章 第４期計画の総括

1　人口統計から見る少子高齢化の現状

（1）人口の動向

本市の人口は減少傾向で推移しています。年齢３区分別の構成比をみると、年少人口の減少傾向に対し、高齢者人口は増加傾向にあり、高齢化率の上昇がみられます。

■年齢３区分別人口の推移（資料：枚方市統計書　各年10月1日）

■年齢３区分別人口構成比の推移（資料：枚方市統計書　各年10月1日）

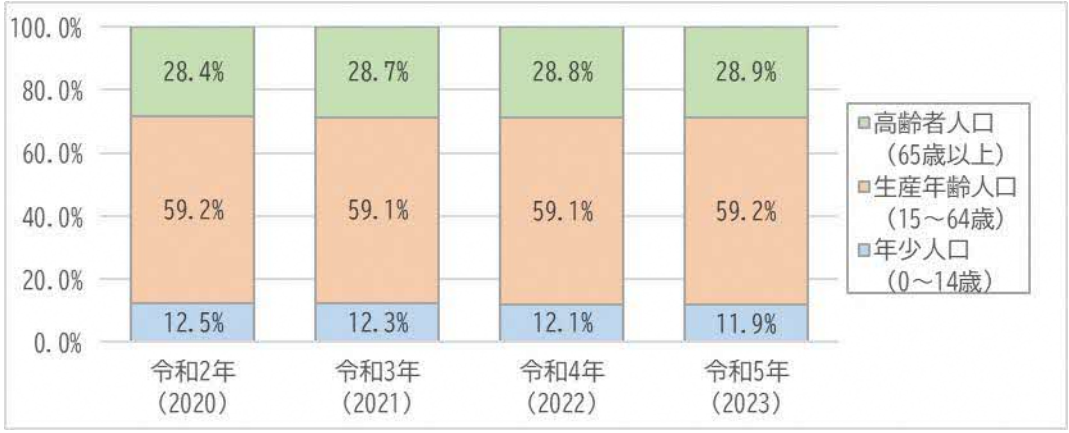

（2）高齢者に関する動向

本市の前期高齢者の割合は減少傾向にある一方、後期高齢者の割合は上昇しています。

■高齢化率の推移（資料：枚方市統計書　各年10月1日）

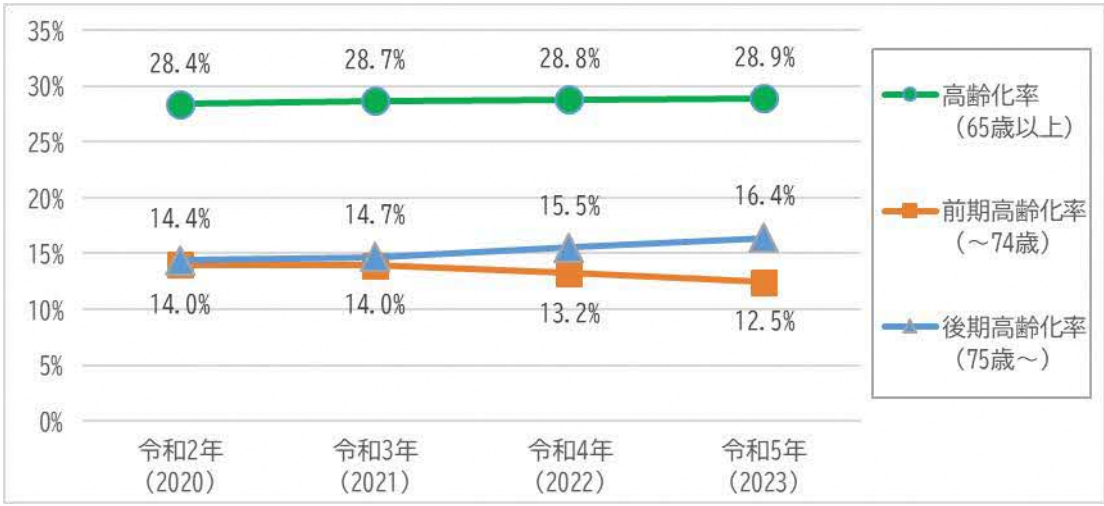

（3）子どもに関する動向

本市における合計特殊出生率は、令和４年以降、全国・大阪府の数値を上回っています。

■合計特殊出生率の推移（資料：人口動態統計、枚方市統計書各年10月１日）

2　制度利用者数からみる生活課題を抱える人の現状

（1）障害者に関する動向

本市の障害者の状況について近年の各手帳所持者数でみると、いずれも増加が続いており、延べ手帳所持者数の人口に対する比率は上昇しています。

■手帳所持者数の推移（資料：障害支援課）

（2）要支援・要介護者に関する動向

確認中

■介護度別・要支援・要介護者数の推移（資料：●●●）

確認中

（3）生活保護に関する動向

確認中

■生活保護受給者数と世帯類型別世帯数の推移（資料：生活福祉課）

確認中

（4）児童扶養手当に関する動向

確認中

■児童扶養手当受給者数の推移（資料：医療助成・児童手当課）

確認中

3　その他の課題について統計から見る現状

（1）自殺に関する動向

全国や大阪府と同様、本市の自殺死亡率は、令和元年まで概ね減少していましたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大が始まった令和2年から、継続して増加傾向にあります。

■自殺死亡率の推移（資料：「地域における自殺の基礎資料」厚生労働省）

（2）外国人に関する動向

本市の外国人人口は増加傾向にあり、令和5年に5841人（3887世帯）と、令和2年から1277人（1455世帯）増となっています。

■外国人人口と世帯数の推移（資料：住民基本台帳）

（3）再犯に関する動向

確認中

■刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率：全国（資料：●●）

確認中

4　地域を取り巻く現状

（1）自治会加入の状況

確認中

■自治会等加入率の推移（資料：市民活動課）

確認中

（2）大学生の状況

本市には大阪歯科大学、関西医科大学、関西外国語大学、摂南大学、大阪工業大学の５つの大学があります。学生数は増加しており、令和５年度は18,696人が在籍しています。

■市内の大学の学生数の推移（資料：枚方市統計書　各年10月1日）

（３）NPO法人の状況

確認中

■NPO法人数の推移（資料：市民活動課）

確認中

（４）ボランティア団体の状況

確認中

■枚方市ボランティアセンターの登録ボランティア団体数の推移
（資料：枚方市社会福祉協議会）

確認中

（５）校区福祉委員会の活動状況

校区福祉委員会活動参加者の数は、令和2年度より新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、サロン活動の休止が相次ぎましたが、令和4年以降は増加傾向にあります。

■校区福祉活動参加者延べ人数の推移（資料：●●）

5　主な相談機関における相談の状況

（1）CSW（コミュニティソーシャルワーカー）への相談

確認中

■コミュニティソーシャルワーカー相談延べ件数の推移
（資料：健康福祉総合相談課）

確認中

（２）地域包括支援センターへの相談

確認中

■地域包括支援センター（高齢者サポートセンター）相談延べ件数の推移
（資料：健康づくり課）

確認中

■地域包括支援センター:拠点別相談件数（資料：健康づくり課）

確認中

（3）家庭児童相談

確認中

■家庭児童相談　延べ件数の推移（資料：まるっとこどもセンター）

確認中

（4）ひとり親相談

確認中

■ひとり親相談　相談延べ件数の推移（資料：まるっとこどもセンター）

確認中

（5）ひきこもり・子ども若者相談

確認中

■ひきこもり等・子ども若者相談　延べ件数・新規相談年齢別内訳の推移
（資料：まるっとこどもセンター）

確認中

（6）障害者相談

確認中

■障害者相談　相談延べ件数の推移（資料：障害企画課）

確認中

（7）民生委員・児童委員への相談

確認中

■民生委員・児童委員　相談延べ件数の推移（資料：健康福祉政策課）

確認中

（8）自立相談支援センターへの相談

自立相談支援センターへの相談延べ件数は、令和２年度から３年度における新型コロナウイルス感染症感染拡大により、生活困窮者等の相談件数が大幅に増加しましたが、令和４年度以降は減少傾向にあります。

■自立相談支援センターへの相談　相談延べ件数の推移（資料：健康福祉総合相談課）

（９）健康福祉なんでも相談

確認中

■健康福祉なんでも相談　相談延べ件数の推移（資料：健康福祉総合相談課）

確認中

（10）こころの健康相談

保健所が行うこころの健康相談は、電話、面談、訪問等による延べ件数が令和３年度より大幅に増加し、5,000件台で推移しています。

■こころの健康相談　相談延べ件数の推移（資料：保健医療課）

■ひらかたいのちのホットライン　相談延べ件数の推移（資料：保健医療課）

確認中

（11）こうけんひらかたへの相談

確認中

資料編

第３章 アンケート調査結果

資料編

第４章　計画審議経過等

資料編

第５章 用語解説

資料編

第１章 第４期計画の総括

資料編

第２章　地域福祉における枚方市を取り巻く現状

1　人口統計から見る少子高齢化の現状

（1）人口の動向

本市の人口は減少傾向で推移しています。年齢３区分別の構成比をみると、年少人口の減少傾向に対し、高齢者人口は増加傾向にあり、高齢化率の上昇がみられます。

■年齢３区分別人口の推移（資料：枚方市統計書　各年10月1日）

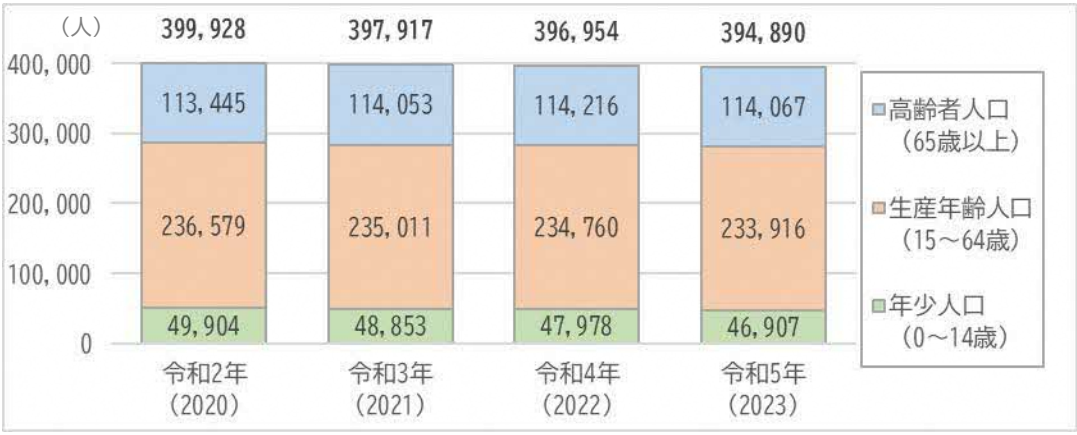

■年齢３区分別人口構成比の推移（資料：枚方市統計書　各年10月1日）

（2）高齢者に関する動向

本市の前期高齢者の割合は減少傾向にある一方、後期高齢者の割合は上昇しています。

■高齢化率の推移（資料：枚方市統計書　各年10月1日）

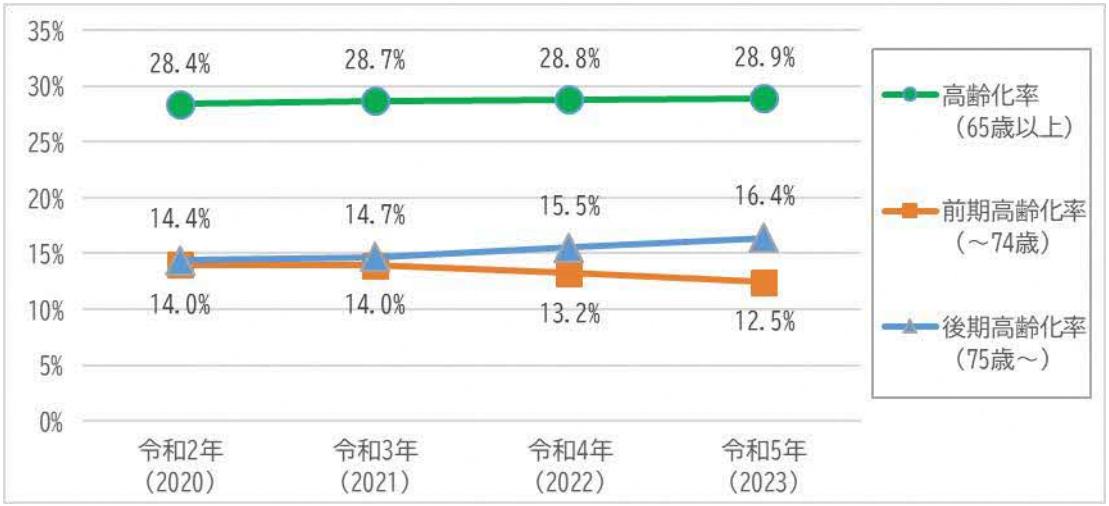

（3）子どもに関する動向

本市における合計特殊出生率は、令和４年以降、全国・大阪府の数値を上回っています。

■合計特殊出生率の推移（資料：人口動態統計、枚方市統計書各年10月１日）

2　制度利用者数からみる生活課題を抱える人の現状

（1）障害者に関する動向

本市の障害者の状況について近年の各手帳所持者数でみると、いずれも増加が続いており、延べ手帳所持者数の人口に対する比率は上昇しています。

■手帳所持者数の推移（資料：障害支援課）

（2）要支援・要介護者に関する動向

確認中

■介護度別・要支援・要介護者数の推移（資料：●●●）

確認中

（３）生活保護に関する動向

確認中

■生活保護受給者数と世帯類型別世帯数の推移（資料：生活福祉課）

確認中

（４）児童扶養手当に関する動向

確認中

■児童扶養手当受給者数の推移（資料：医療助成・児童手当課）

確認中

3　その他の課題について統計から見る現状

（1）自殺に関する動向

全国や大阪府と同様、本市の自殺死亡率は、令和元年まで概ね減少していましたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大が始まった令和2年から、継続して増加傾向にあります。

■自殺死亡率の推移（資料：「地域における自殺の基礎資料」厚生労働省）

（2）外国人に関する動向

本市の外国人人口は増加傾向にあり、令和5年に5841人（3887世帯）と、令和2年から1277人（1455世帯）増となっています。

■外国人人口と世帯数の推移（資料：住民基本台帳）

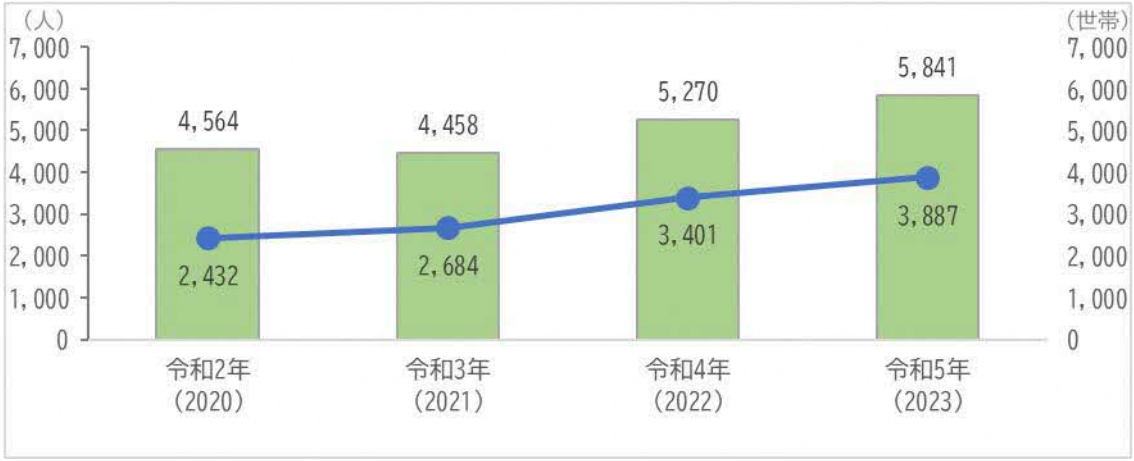

（3）再犯に関する動向

確認中

■刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率：全国（資料：●●）

確認中

4　地域を取り巻く現状

（1）自治会加入の状況

確認中

■自治会等加入率の推移（資料：市民活動課）

確認中

（2）大学生の状況

本市には大阪歯科大学、関西医科大学、関西外国語大学、摂南大学、大阪工業大学の５つの大学があります。学生数は増加しており、令和５年度は18,696人が在籍しています。

■市内の大学の学生数の推移（資料：枚方市統計書　各年10月1日）

（３）NPO法人の状況

確認中

■NPO法人数の推移（資料：市民活動課）

確認中

（４）ボランティア団体の状況

確認中

■枚方市ボランティアセンターの登録ボランティア団体数の推移
（資料：枚方市社会福祉協議会）

確認中

（５）校区福祉委員会の活動状況

校区福祉委員会活動参加者の数は、令和2年度より新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、サロン活動の休止が相次ぎましたが、令和4年以降は増加傾向にあります。

■校区福祉活動参加者延べ人数の推移（資料：●●）

5　主な相談機関における相談の状況

（1）CSW（コミュニティソーシャルワーカー）への相談

確認中

■コミュニティソーシャルワーカー相談延べ件数の推移
（資料：健康福祉総合相談課）

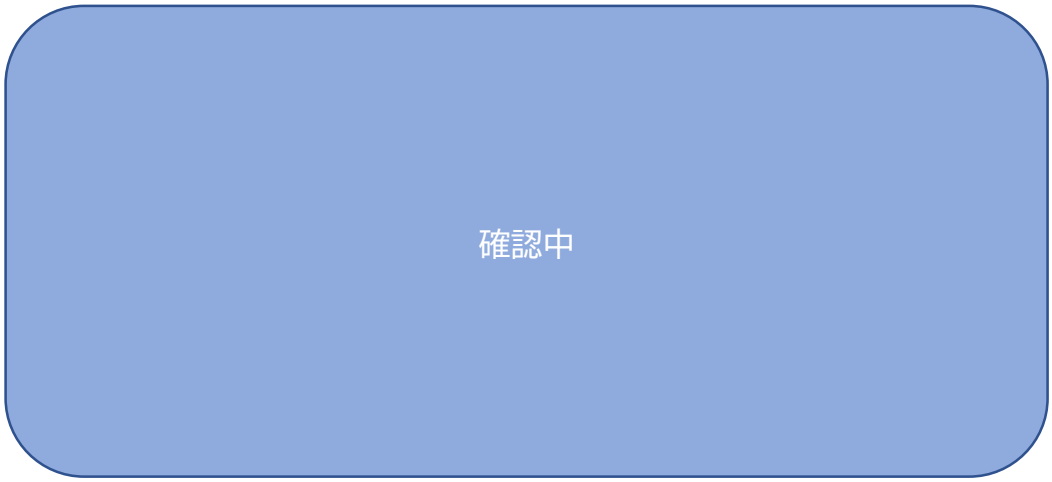

（2）地域包括支援センターへの相談

確認中

■地域包括支援センター（高齢者サポートセンター）相談延べ件数の推移
（資料：健康づくり課）

確認中

■地域包括支援センター:拠点別相談件数（資料：健康づくり課）

確認中

（3）家庭児童相談

確認中

■家庭児童相談　延べ件数の推移（資料：まるっとこどもセンター）

確認中

（4）ひとり親相談

確認中

■ひとり親相談　相談延べ件数の推移（資料：まるっとこどもセンター）

確認中

（5）ひきこもり・子ども若者相談

確認中

■ひきこもり等・子ども若者相談　延べ件数・新規相談年齢別内訳の推移
（資料：まるっとこどもセンター）

確認中

（6）障害者相談

確認中

■障害者相談　相談延べ件数の推移（資料：障害企画課）

確認中

（7）民生委員・児童委員への相談

確認中

■民生委員・児童委員　相談延べ件数の推移（資料：健康福祉政策課）

確認中

（8）自立相談支援センターへの相談

自立相談支援センターへの相談延べ件数は、令和２年度から３年度における新型コロナウイルス感染症感染拡大により、生活困窮者等の相談件数が大幅に増加しましたが、令和４年度以降は減少傾向にあります。

■自立相談支援センターへの相談　相談延べ件数の推移（資料：健康福祉総合相談課）

（９）健康福祉なんでも相談

確認中

■健康福祉なんでも相談　相談延べ件数の推移（資料：健康福祉総合相談課）

確認中

（10）こころの健康相談

保健所が行うこころの健康相談は、電話、面談、訪問等による延べ件数が令和３年度より大幅に増加し、5,000件台で推移しています。

■こころの健康相談　相談延べ件数の推移（資料：保健医療課）

■ひらかたいのちのホットライン　相談延べ件数の推移（資料：保健医療課）

確認中

（11）こうけんひらかたへの相談

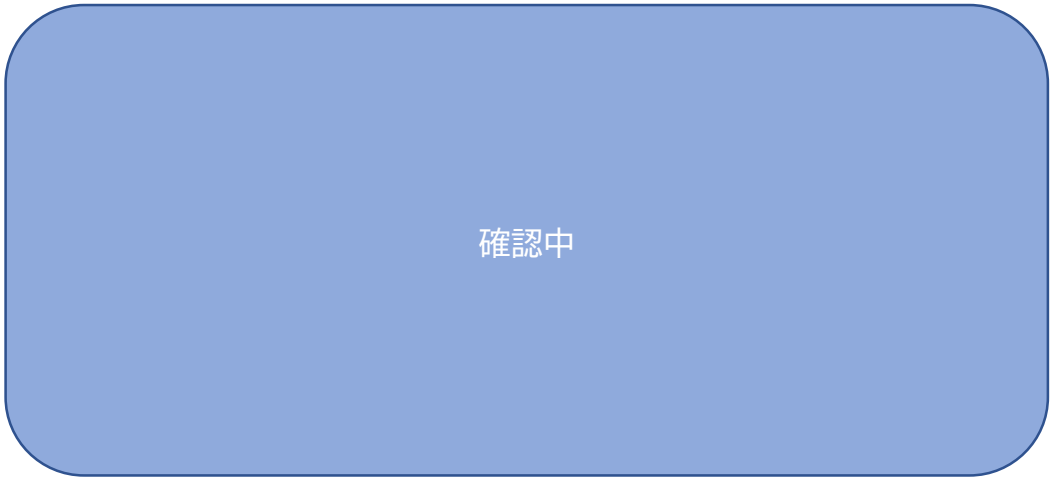

資料編

第３章　アンケート調査結果

資料編

第４章　計画審議経過等

資料編

第５章 用語解説